

次期総合計画の議決範囲等について（案）

（平成 年 月 日 議会運営委員会決定）

山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例（以下「条例」という。）の議決対象である次期総合計画について、その議決範囲及び審議方法は、以下のとおりとする。

1 議決範囲

条例第2条に定める「基本的な事項」は、次期総合計画にあっては長期構想とする。

2 審議方法

次期総合計画の策定に係る議案の審議にあたっては、その内容に応じて議案を各常任委員会に分割付託する。